

徳島県規則第十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第二項中「ちよう付しなければ」を「貼付しなければ」に改める。

第八条第四項中「第九条第一項」の下に「（第一号を除く。）若しくは第二項」を加え、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に、「死亡又は失そうの」を「失踪の」に、「死亡又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「二級建築士等が、」を「二級建築士等は、法第九条第一項第一号の規定による」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

二級建築士等は、法第八条の二（第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証を添えて知事に提出しなければならない。

2 二級建築士等又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて知事に提出しなければならない。

第九条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「前条第二項の」を「前条第四項の規定による」に、「まつ消する」を「抹消する」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「登録まつ消」を「登録抹消」に改める。

第十六条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

様式第一号中「（用紙A4）」を削り、「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に、「はり付けて」を「貼付けて」に、「ちよう付した」を「押付した」に改め、同様式の欠格事由1を削り、同欠格事由2中「淋齧」を「淋菌」に改め、同2を同欠格事由1とし、同欠格事由中3を2とし、4を3とし、5を4とし、同4の次に次のように加える。

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士

の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができない状

態ですか。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。